

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令参照条文

道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年六月九日法律第九十号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

四 第三条並びに附則第五条、第十六条及び第二十条から第二十二条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 （略）